



運営権者収受額の臨時改定状況

宮城県企業局水道経営課

1. 運営権者収受額の臨時改定（実施契約書 第56条）

事業環境が著しく変化する場合として、以下に列挙する場合に、運営権者収受額の臨時改定を行う。

① 9個別事業共通の運営権者収受額の臨時改定（物価変動）

改定要因：一定の割合を超える変動があり、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

② 各流域下水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定（動力費変動）

改定要因：流域下水道事業において、一定の割合を超える変動があり、継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合

③ 各工業用水道事業に係る運営権者収受額の臨時改定（需要変動）

改定要因：工業用水道事業において、一定割合を超えて契約水量が変動する場合

④ 9個別事業共通の運営権者収受額の臨時改定（法令等・税制の変更）

⑤ その他県及び運営権者が必要と認める場合（その他）

■ 運営権者収受額の発動条件（赤囲みが現在発動中（R7.1.31時点））

事業	①物価変動	②動力費変動	③需要変動	④法令等・税制の変更	⑤その他
水道用水供給事業	○			○	○
工業用水道事業	○		○	○	○
流域下水道事業	○	○		○	○

1. 著しい物価変動に基づく
運営権者収受額の臨時改定
(実施契約書 第56条第1項第3号)

2. 臨時改定の計算式（実施契約書 別紙10-4第3項）



- **発動条件**：物価変動比率が物価割合（4% or 5%）を超えて変動する場合
- **改定対象**：物価変動費
- **計算式**：

$$\text{臨時改定後の物価変動費} = \text{臨時改定前の物価変動費} \times (\text{物価変動比率} \pm \text{物価割合})$$

※ \pm は、物価下落の場合にプラス、物価上昇の場合にマイナスの計算を行うことを意味する

■ 物価割合

事業	物価割合
水道用水供給事業	5%
工業用水道事業	4%
流域下水道事業	4%

■ 運営権者収受額の構成項目と物価変動費

構成項目	物価変動費
人件費	○
薬品費	○
動力費	○
修繕費	○
保守点検費	○
廃棄物処理費	○
償却費	○
資産減耗費	○
その他営業費用	○
公租公課	
事業報酬	

3. 物価指標



➤ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

■ 運営権者収受額の構成項目と参照される物価指標

構成項目	参照される物価指標
人件費	物価指標①
薬品費	物価指標②
動力費	物価指標③
修繕費	物価指標④
保守点検費	
廃棄物処理費	
償却費	物価指標⑤
資産減耗費	物価指標④
その他営業費用	
公租公課	(物価変動の対象にしない)
事業報酬	(物価変動の対象にしない)

4. 物価変動比率

➤ 物価変動比率の算出

物価変動比率は、基準期間※に対する検討対象期間における各物価指標の変動率を、各物価変動費の項目が物価変動費の合計に占める割合で加重平均して算出したものです。

※基準期間：第2料金期間においては令和3年度の事業年度1年間（2021年4月～2022年3月）

■ 事業ごとの物価変動比率

事業種別	事業名	物価割合	R6.8時点	R6.9時点	R6.10時点	R6.11時点	R6.12時点
(検討対象期間)			2023/6～ 2024/5	2023/7～ 2024/6	2023/8～ 2024/7	2023/9～ 2024/8	2023/10～ 2024/9
水道用水 供給事業	大崎広域	5%	104.15%	<u>105.77%</u>	<u>106.16%</u>	<u>106.45%</u>	<u>106.73%</u>
	仙南・仙塩広域	5%	104.55%	<u>106.01%</u>	<u>106.39%</u>	<u>106.68%</u>	<u>106.95%</u>
工業用水 供給事業	仙塩	4%	<u>104.86%</u>	<u>106.34%</u>	<u>106.75%</u>	<u>107.07%</u>	<u>107.35%</u>
	仙台圏	4%	<u>108.29%</u>	<u>109.05%</u>	<u>109.50%</u>	<u>109.96%</u>	<u>110.32%</u>
	仙台北部	4%	100.00%	102.60%	103.00%	103.20%	103.46%
下水道 事業	仙塩流域	4%	<u>105.91%</u>	<u>107.20%</u>	<u>107.59%</u>	<u>107.96%</u>	<u>108.32%</u>
	阿武隈川下流流域	4%	<u>105.13%</u>	<u>106.45%</u>	<u>106.84%</u>	<u>107.20%</u>	<u>107.56%</u>
	鳴瀬川流域	4%	<u>104.75%</u>	<u>106.00%</u>	<u>106.39%</u>	<u>106.75%</u>	<u>107.10%</u>
	吉田川流域	4%	103.44%	<u>105.21%</u>	<u>105.61%</u>	<u>105.93%</u>	<u>106.27%</u>

- ・実施契約書第56条第1項第3号に基づき、令和6年4月から順次、臨時改定を実施
- ・直近5か月の状況は、やや上昇傾向

2. 流域下水道事業における
動力費の変動に基づく
運営権者収受額の臨時改定
(実施契約書 第56条第1項第2号)

5. 参照される物価指標



■ 運営権者収受額の 構成項目と参照される 物価指標

構成項目	参照される物価指標
人件費	物価指標①
薬品費	物価指標②
動力費	物価指標③
修繕費	物価指標④
保守点検費	
廃棄物処理費	
償却費	物価指標⑤
資産減耗費	物価指標④
その他営業費用	
公租公課	(物価変動の対象にしない)
事業報酬	(物価変動の対象にしない)

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

6. 動力費臨時改定の発動条件と動力費変動比率



- **発動条件**：実勢動力費水準が基準動力費水準から17%（動力費割合）を超えて変動する場合

時点	検討対象期間	動力費変動比率（※）	臨時改定後の算定基礎
R6.4.1	R5.2～R6.1	25.19%	8.19%（25.19－17）

※動力費変動比率 = (実勢動力費水準 - 基準動力費水準) ÷ 基準動力費水準

➤ 計算式

(著しく動力費が下落した場合)

臨時改定後の動力費 = 臨時改定直前の動力費 × [1 - { ((基準動力費水準 - 実勢動力費水準) ÷ 基準動力費水準) - 動力費割合 }]

(著しく動力費が上昇した場合)

臨時改定後の動力費 = 臨時改定直前の動力費 × [1 + { ((実勢動力費水準 - 基準動力費水準) ÷ 基準動力費水準) - 動力費割合 }]

■ 動力費変動比率

事業種別	事業名	動力費割合	R6. 8時点	R6. 9時点	R6. 10時点	R6. 11時点	R6. 12時点
(検討対象期間)			2023/6～ 2024/5	2023/7～ 2024/6	2023/8～ 2024/7	2023/9～ 2024/8	2023/10～ 2024/9
流域下水道事業（4事業）		17%	117.15%	117.15%	117.84%	118.86%	119.60%

- ・ 実施契約書第56条第1項第2号に基づき、令和6年4月に臨時改定を実施
- ・ 直近5か月の状況としては、やや上昇傾向

7. 臨時改定後の運営権者収受額（まとめ）



➤ 臨時改定の実施

- ・水道用水供給事業及び工業用水道事業については、物価変動に基づく月次運営権者収受額の臨時改定を実施
- ・流域下水道事業については、物価変動及び動力費変動に基づく月次運営権者収受額の臨時改定を実施

■ 月次運営権者収受額の推移

（単位：円）

事業種別	事業名	臨時改定前	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12
水道用水供給事業	大崎広域	113,898,542	113,898,542	114,680,748	115,077,792	115,371,280	115,654,340
	改定前との差額		±0	+782,206	+1,179,250	+1,472,738	+1,755,798
	仙南・仙塩広域	121,770,225	121,770,225	122,868,843	123,278,800	123,588,500	123,887,269
	改定前との差額		±0	+1,098,618	+1,508,575	+1,818,275	+2,117,044
工業用水供給事業	仙塩	20,156,863	20,311,205	20,577,473	20,651,503	20,709,463	20,760,260
	改定前との差額		+154,342	+420,610	+494,640	+552,600	+603,397
	仙台圏	11,195,132	11,623,813	11,699,875	11,744,741	11,790,996	11,826,722
	改定前との差額		+428,681	+504,743	+549,609	+595,864	+631,590
	仙台北部	4,311,408	4,311,408	4,311,408	4,311,408	4,311,408	4,311,408
改定前との差額		±0	±0	±0	±0	±0	
下水道事業	仙塩流域	112,333,687	115,904,925	117,199,691	117,590,841	117,956,990	118,314,174
	改定前との差額		+3,571,238	+4,866,004	+5,257,154	+5,623,303	+5,980,487
	阿武隈川下流流域	109,038,850	111,689,214	112,967,121	113,346,713	113,697,084	114,042,296
	改定前との差額		+2,650,364	+3,928,271	+4,307,863	+4,658,234	+5,003,446
	鳴瀬川流域	14,380,228	14,670,742	14,830,163	14,879,621	14,925,404	14,970,557
	改定前との差額		+290,514	+449,935	+499,393	+545,176	+590,329
	吉田川流域	38,870,959	39,347,707	39,766,338	39,902,276	40,012,906	40,130,710
改定前との差額		+476,748	+895,379	+1,031,317	+1,141,947	+1,259,751	
9事業 合計		545,955,894	553,527,781	558,901,661	560,783,696	562,364,032	563,897,737
改定前との差額		±0	+7,571,887	+12,945,767	+14,827,802	+16,408,138	+17,941,843

・直近5か月の状況は、上昇傾向